

## 規制シート(様式)

150196301820002

平成28年12月20日

規制の名称	義務教育諸学校の教科書発行者の指定	所管府省	文部科学省
根拠法令等	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	初等中等教育局教科書課長 望月 穎
規制目的	義務教育諸学校の教科書の発行を担当する者について、財務状況や事業能力などが一定の基準に該当する者に限ることにより、児童生徒に対する教科書の安定供給を図ること。		
規制内容の概要	義務教育諸学校の教科書の発行を担当する者については、その者の申請に基づき、文部科学大臣から発行者の指定を受けることが必要。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	義務教育諸学校の教科書の発行を担当する者についての、文部科学大臣からの発行者の指定制度は、義務教育諸学校の児童生徒に対する教科書の確実かつ安定した供給を図るために必要な制度であるため。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		